

## 第3次さくら市地域福祉計画（案）の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等、社会構造の変化により、地域の人と人のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下する等、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

国ではこうした社会情勢の変化に対応するため、平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において、社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置づけるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

さらに、令和3年4月1日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が令和3年度より新たに創設され、その財政支援等についても規定されました。

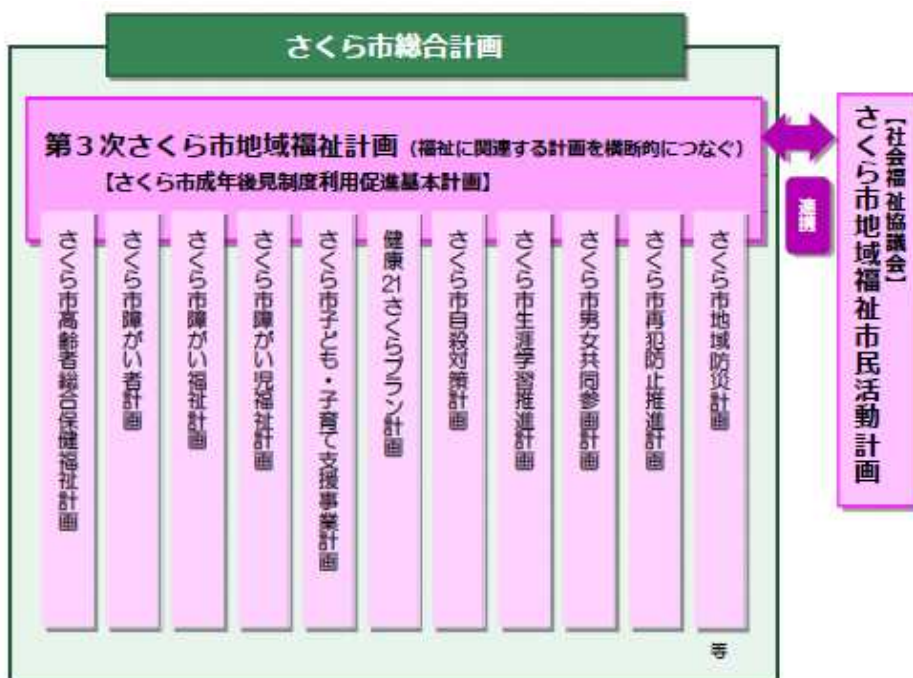
この度、平成29年3月に策定した「第2次さくら市地域福祉計画」の計画期間が令和3年度をもって満了となることから、引き続き、地域福祉の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う社会（地域共生社会）の実現を目指すため、社会福祉法等の改正趣旨や新たな課題を鑑み、「第3次さくら市地域福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は「第2次さくら市総合計画後期基本計画」の個別計画として、同計画に示されたまちづくりの方向性の具体化を図るとともに、福祉に関する市の個別計画の上位計画として、各計画を横断的につなぎ、整合性や連携を図りながら、社会福祉の充実を図ります。

また、地域福祉に関しては、社会福祉協議会が主体となって策定する「地域福祉活動計画」もあり、さくら市では、さくら市社会福祉協議会が「さくら市地域福祉市民活動計画」として策定しています。さくら市地域福祉市民活動計画とも連携し、さくら市における地域福祉活動の総合的な推進を図ります。

なお、本計画に「さくら市成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定します。



### 3 計画期間

本計画は、さくら市地域福祉市民活動計画との連携を図る観点により、令和4年度から令和9年度までの6か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、計画期間中においても必要に応じ見直しを行うこととします。

【さくら市地域福祉計画及び関連計画の計画期間】

主な関連計画	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
さくら市総合計画	第2次基本構想構想(10年)・後期基本計画(5年)							
さくら市地域福祉計画	第2次		第3次					
さくら市地域福祉市民活動計画	第2次			第3次				
さくら市高齢者総合保健福祉計画		第8期						
さくら市障がい者計画		第4期						
さくら市障がい福祉計画		第6期						
さくら市障がい児福祉計画		第2期						
さくら市子ども・子育て支援事業計画		第2期						
健康21 さくらプラン計画		第2期						
さくら市自殺対策計画								
さくら市生涯学習推進計画	第二次基本構想							
さくら市男女共同参画計画		第4次						
さくら市再犯防止推進計画								
さくら市地域防災計画								

#### 4 基本理念・基本目標・施策の体系

本計画は、第2次さくら市地域福祉計画の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会を実現するため、以下の基本理念のもと、引き続き地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちを目指します。

また、基本理念の実現を目指すために、4つの基本目標を計画の柱として設定し、地域福祉社会の形成を進めます。

##### 【基本理念】

**市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり**

##### 【基本目標】

基本目標1	<b>市民がつくる福祉のまち</b> 福祉活動を推進するためには、人づくりがなにより大切です。地域福祉を推進する基盤となる市民の福祉意識の向上を図り、福祉が風土となるまちづくりを進めます。
基本目標2	<b>誰もが支援を受けられるまち</b> 福祉サービスをはじめ、誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、サービスについての情報が適切に提供され、身近なところで相談ができることが求められています。そうした市民の期待に応える包括的な支援体制の整備を推進します。
基本目標3	<b>地域で支え合うまち</b> 地域福祉の担い手である市民、地域の団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉関係の事業者等の連携強化を進め、地域全体に支え合いが広がるまちの実現を図ります。
基本目標4	<b>暮らしに安心を感じられるまち</b> 地域住民が主体となった防犯・防災活動を支援するとともに、再犯防止や権利擁護の推進を図り、全ての市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

【施策の体系】

基本理念

市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり

【基本目標1】市民がつくる福祉のまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 互いを思い合うところづくり

①地域福祉の普及啓発

2 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

①福祉イベント等の開催  
②集いの場の充実

3 地域活動の推進

①見守り活動の推進  
②民生委員児童委員活動の推進  
③さくら市社会福祉協議会活動の推進  
④地域を担う人づくり

【基本目標2】誰もが支援を受けられるまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 包括的な相談支援の推進

①身近な相談機会の充実  
②包括的な相談支援の充実  
③相談のネットワークの充実  
④生活困窮世帯対策の充実  
⑤アウトリーチによる支援の充実

2 誰もが情報を得られる環境づくり

①情報提供体制の充実  
②当事者団体等の活動情報の提供

【基本目標3】地域で支え合うまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 地域ぐるみの活動の推進

①市民との協働事業の促進  
②ボランティア活動の推進  
③地域の特性を生かした福祉活動の推進

2 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

①細かなニーズに対応する支援体制の整備  
②福祉サービス等の向上

3 社会参加支援の推進

①地域の社会資源等を活かした参加支援の推進

【基本目標4】暮らしに安心を感じられるまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 災害時等緊急時の備えと対応

①災害時等要支援者支援活動の推進  
②地域における防災活動の普及

2 交通安全・防犯・再犯防止の推進

①交通安全意識の普及  
②地域ぐるみ防犯活動の推進  
③再犯防止の推進

3 移動の利便性と安全性の向上

①公共交通の充実  
②移動の安全性の向上

4 住みやすいまちづくり

①ユニバーサルデザインの普及  
②住宅確保要配慮者のための環境づくり

5 権利擁護の推進

①権利擁護のための支援の充実

## 5 さくら市成年後見制度利用促進基本計画

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村においては、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう務めることとされています。

さくら市においても同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定し、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で尊厳をもって生活ができるよう、権利擁護の推進を図ります。

### 【計画期間】

令和4年度から令和9年度までの6か年を計画期間とします。

### 【施策の展開】

#### 中核機関の設置・中核機関の機能

広報・相談・利用促進・後見人支援等の機能を持った中核機関（仮称）「さくら市成年後見センター」を令和4年度に高齢課内に設置し、権利擁護の支援や成年後見制度の利用を促進します。

#### 地域連携ネットワークの推進

さくら市成年後見センターを中心に、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を必要とする方が確実に相談に繋がるよう、地域におけるネットワーク体制を構築します。

#### 日常生活自立支援事業（あすてらす）・法人後見

社会福祉協議会では、現在、日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センターあすてらす）を実施しており、令和4年度から法人後見も実施します。同一機関が両事業を実施することにより、日常生活自立支援事業から法人後見へのスムーズな移行や、関係機関との連携強化に努めます。

#### 市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人育成のため、国・県等が実施する養成の機会に積極的に参加するとともに、専門職への講師派遣依頼等を行い、新たな担い手の養成に取り組みます。また、市民後見人が幅広く活躍できるよう、市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理や、成年後見人としての選任以外の活躍の場の提供等の支援をします。